

「分析化学」論文賞規程

- 第1条 本会に「分析化学」論文賞（以下本賞という）を設け、前年中の「分析化学」誌に掲載された報文、技術論文、ノート及びアナリティカルレポートの中から、最も優れていると認められた論文の著者に贈呈する。
- ② 本賞の贈呈は、毎年1ないし2編とする。但し、本規程に該当する受賞候補論文がない場合は、この限りではない。
 - ③ 本賞の受賞者（著者）は、本会正会員に限る。
 - ④ 受賞者が複数の場合は、そのうちの少なくとも1名は本会正会員であることを要する。
- 第2条 本賞は、既に本賞を受賞した者も授賞の対象とするが、その受賞対象の主要部分が同一の場合は、授賞の対象としない。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌とし、年会においてこれを贈呈する。
- ② 受賞者が複数の場合は、実費負担により受賞者の数まで賞状、賞牌を出すことができる。
- 第4条 本賞の選考は、「分析化学」論文賞選考委員会（以下選考委員会という）において行う。
- ② 「分析化学」論文賞選考委員（以下選考委員という）は、「ぶんせき」編集理事、「分析化学」編集理事、「Analytical Sciences」編集理事を含む理事5名、「分析化学」編集委員長及び同編集幹事の計7名とし、役員等候補者選考委員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
 - ③ 選考委員会は、選考委員の3分の2以上の出席が必要ではない。
 - ④ 選考委員が受賞候補論文の著者である場合は、投票を辞退する。
 - ⑤ 選考委員長は、選考委員の互選による。
- 第5条 「分析化学」論文賞受賞候補論文（以下受賞候補論文という）は、次の順序により選考する。
- (1) 「分析化学」編集委員会は、1月中旬までに受賞候補論文5編以内を選考委員会に推薦する。
 - (2) 選考委員会は、原則として以下の方法により受賞候補論文を選定する。
 - イ (1)で推薦された受賞候補論文の内容について審議及び意見交換を行い、選考委員会における投票の対象とする受賞候補論文を選定する。
 - ロ イで選定された受賞候補論文について学会賞等審査委員会における「受賞候補者選考方法」に準拠して投票を行い、受賞候補論文を決定する。
- 第6条 選考委員長は、前条によって選定された受賞候補論文の審査結果及びその理由を付して2月末日までに会長に報告する。又、選考委員会において該当する受賞候補論文が選定されなかった場合もこれに準ずる。
- 第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補論文名、著者名及びその選定理由を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞論文を決定する。又、選考委員会において該当する受賞候補論文が選定されなかった場合もこれに準ずる。
- 第8条 本規程の改正は、常務委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

1987年6月19日施行

1994年12月16日、1995年3月24日、1997年3月26日、1998年12月11日、1999年12月17日

2003年12月12日、2015年11月26日、2021年2月18日 一部改正